

認証かごしま材認証実施要領

(目的)

第1 この要領は、かごしま材認証協議会(以下「認証協議会」という。)が、かごしま材認証協議会規約(以下「規約」という。)第5条の(1)及び(2)に掲げる事業を行うために必要な方法その他の事項について定める。

(事業内容)

第2 事業内容は次のとおりとし、(1)及び(2)の実施にあたっては規約第15条に掲げるかごしま材認証委員会(以下「認証委員会」という。)が審査、決定及び実施する。

- (1) 認証かごしま材生産工場の認証及び認証の取り消し
- (2) 認証かごしま材認証工場(以下「認証工場」という。)の検査
- (3) 認証かごしま材認証品目、認証かごしま材の基準、認証かごしま材生産工場認証基準、認証かごしま材認証工場検査実施要領等の改定
- (4) 前各号に付帯する事業

(認証委員会)

第3 認証委員会には、委員の中から互選によって選出した委員長を置く。委員長は会務を総理して会を代表する。なお、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

2 認証委員会は必要に応じて委員長が招集し、委員会の決議は原則として委員の全員一致で決する。

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠のために委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(対象品目)

第4 認証かごしま材の認証対象品目は別紙1による。

2 認証かごしま材の認証対象品目の改定については、認証委員会において改定案を作成し、認証協議会において決定する。

(認証かごしま材の基準)

第5 認証かごしま材とは、別紙2に定めた「認証かごしま材の基準」による。

2 認証かごしま材の基準の改定については、認証委員会において改定案を作成し、認証協議会において決定する。

(認証かごしま材の認証)

第6 認証かごしま材とは、認証協議会が認証した認証工場が製造し、第5に定める基準を満たした製品のことをいう。

(認証工場の備えるべき要件)

第7 認証工場の備えるべき要件は、認証かごしま材生産工場認証基準による。

2 認証かごしま材生産工場認証基準の改定については、認証委員会において改定案を作成し、認証協議会において決定する。

(工場認証の申請)

第8 工場認証を受けようとする工場(以下「申請工場」という。)は、認証かごしま材生産工場認証申請書(以下「工場認証申請書」という。)(様式1号)に関係書類を添えて認証協議会に提出する。

(申請工場の審査)

第9 認証委員会は前条の規定により申請があったときは、工場認証申請書に基づいて、原則として年2回審査を行い、認証の適否を決定する。

2 認証委員会は、専門的な知識を有する者を招き、意見を聴することができる。

(工場認証書の発行)

第10 認証協議会は、審査に合格した申請工場に認証かごしま材生産工場認証書(以下「工場認証書」という。)(様式2号)を発行するものとする。

2 前項の工場認証書の有効期間は、認証書の発行の日から1年間とする。

(認証工場の検査)

第11 認証委員会は、認証工場が製造する認証製品が適正に製造されていることを確認するために検査を行う。

2 検査の方法等については、認証かごしま材認証工場検査実施要領による。

3 認証かごしま材認証工場検査実施要領の改定については、認証委員会において改定案を作成し、認証協議会において決定する。

(認証工場の忠実義務)

第12 認証工場は、認証製品の信頼性を将来にわたって維持確保するため、認証かごしま材認証実施要領を遵守しなければならない。

2 認証工場は、認証製品が適正に製造されていることを確認するために監査を実施し、その結果を協議会に報告しなければならない。

3 認証工場は、認証製品として出荷した製品に関する情報について、出荷台帳に整理・保管するとともに、毎月5日までに前月分の認証製品の出荷数量を認証協議会に報告しなければならない。

4 認証工場は、自社が生産した認証かごしま材について責任をもち、消費者等からの相談に対して誠意をもって対応し、認証製品に対する苦情を受け付けた場合は内容とその対応について、消費者等相談報告書(様式3号)により、認証協議会に報告しなければならない。

(認証ラベル)

第13 認証工場は、品質の保証をするため、認証協議会が発行する認証ラベルを認証製品に貼付しなければならない。

2 認証工場は、認証かごしま材を出荷するときは、前項の認証ラベルを貼付した認証かごしま材に鹿児島県産材出荷証明書(様式4-1号)及び認証かごしま材出荷証明書(様式4-2号)を添付して出荷しなければならない。

3 認証工場は、認証ラベルの意匠を、認証製品の普及宣伝に用いることができる。

(認証工場の再認証)

第14 認証工場として再認証を受けようとする者は、認証かごしま材生産工場再認証申請書(以下「工場再認証申請書」という。)(様式5号)を認証協議会に提出する。

2 再認証の審査の方法は、第9に規定する申請工場の審査に準ずる。

3 工場再認証書の発行は、第10に規程する工場認証書の発行に準ずる。

(変 更 届)

第15 認証工場は、工場認証申請書又は工場再認証申請書の記載事項について変更があった場合には、すでに交付されている認証書を添えて、認証かごしま材認証工場事項変更届(様式6号)を認証協議会あてに速やかに提出しなければならない。

(認証の変更)

第16 認証協議会は、前条の規程による届出があったときは、認証の変更、工場認証書の書換、その他必要な措置をとらなければならない。

(工場認証書の再交付願)

第17 認証工場は、工場認証書を汚損し、又は紛失したことにより、認証書の再交付を受けようとするときは、認証協議会あてに認証かごしま材工場認証書再交付願(様式7号)を提出しなければならない。

(工場認証書の再交付)

第18 認証協議会は、前条の規程により認証書の再交付願があったときは、新たに交付する認証書にその旨を付記して再発行しなければならない。

(認証製品の相談・指導)

第19 認証協議会は、認証製品の信頼性を将来にわたって維持確保するため、消費者からの認証製品に対する相談を受け付け、必要に応じて認証工場等に対して指導を行うものとする。

2 認証協議会は、認証工場からの監査報告、消費者等相談報告書等の提出等がないときは、認証ラベルの貼付の一時中止等の指導を行うことができるものとする。

(認証の取消)

第20 認証委員会は、次の各号に掲げる事項に該当する場合に認証を取り消すものとする。

(1) 認証工場から認証の取り消しの申請があったとき。(様式8号)

(2) 認証工場が認証製品の製造を中止したとき。

(3) 認証工場が提出した認証申請書又は再認証申請書の記載事項に虚偽があったとき。

(4) 認証工場が認証工場としての条件を失ったとき。

(5) 認証協議会の信用をおとしめ、かつ認証協議会の指導に従わないとき。

2 認証工場が、前号に掲げる事項に該当して認証を取り消されたときは、認証協議会は当該工場あてに認証かごしま材認証工場取消通知書(様式9号)を送付しなければならない。

3 認証を取り消された認証工場は、すでに交付を受けた工場認証書を認証協議会に返納し、認証ラベルの使用を中止しなければならない。

付 則

この要領は、平成16年1月20日から施行する。

この要領は、平成17年5月19日から施行する。

この要領は、平成20年4月 1日から施行する。